

ごかの お知らせ

No.570

役場の代表電話は☎(84)1111です

！ お知らせ

町での所得の確定申告は 3月15日までです

令和4年中の所得における確定申告の期日は3月15日(火)までです。まだお済みでない方は、必ず申告をしてください。

【所得税の申告が必要な方】

- 給与所得がある方
- ・給与の収入金額が2千万円を超える方
- ・給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の

合計額が20万円を超える方

・給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方

○公的年金等の雑所得のみの方

・公的年金等雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方（年金所得者に係る確定申告不要制度がありません）

○退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方

※退職金などの支払者に『退職所得の受給に関する申告書』を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、申告書の提出は不要です。ただし、退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります。



【無申告によって起きる問題】

- 申告義務者が申告をせず、後に所得等が判明すると、さかのぼって課税され加算税や延滞税がかかる場合があります。
- 前年所得を算定の基礎とする税（町県民税、国民健康保険税等）の正確な課税ができません。

○所得証明書等の交付ができないため、様々な手続きに支障をきたします。

○所得判定を要する様々な行政サービスが受けられません。

所得の申告は義務付けられており、無申告である場合の不利益は本人だけでなく、ご家族（世帯員）へも及ぶ可能性があります。必ず所得の申告をしてください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966（直通）

4月から町税等及び上下 水道料金がスマホ決済で納 付できるようになります

町税等及び上下水道料金の納付について、バーコードが印字されている4月以降発行の納付書は、バーコードを読取ることでもスマホ決済でも納付することができるようになります。

○納付できる町税等

【税】固定資産税、町県民税（普通徴収）、軽自動車税、国民健康保険税

【料】後期高齢者医療保険料、介護保険料、上下水道料金

○利用できる決済方法

PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い、PayB、d払い請求書払い、au PAY（請求書支払い）

○ご利用上の注意

・領収書は発行されません。納付履歴はアプリの利用明細等で確認してください。軽自動車税の車検用納税証明書は納期限内に納付された方のみ、6月中旬ごろに送付いたします。

・納付手数料はかかりませんが、通信料は利用者負担となります。

○利用できない納付書

- ・納期限が過ぎたもの
- ・バーコードの印字がないもの
- ・1件（納付書1枚）の金額が30万円を超えるもの
- ・破損や汚損などでバーコードの読み取りができないもの

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966（直通）
上下水道課 水道G
☎(84)3000（直通）

新型コロナウイルス 関連情報

オミクロン株対応ワクチン及び小児用ワクチン3回目の接種を実施しています。ご予約は「新型コロナウイルス予約サイト」からとなります。



【オミクロン株対応ワクチン及び小児用ワクチン3回目接種】

○接種日 3月5日(日)・26日(日)

○接種場所 保健センター

※初回接種をご希望の方は、問合わせ先までご連絡ください。

【乳幼児(生後6か月~4歳)】

引き続き実施しています。2回目の接種を受けたお子さんには、接種会場で3回目の接種券一体型予約票をお渡しします。その他、新型コロナウイルス接種種に関する情報は、町公式ホームページでご確認ください。



○お問い合わせ

新型コロナウイルス対策室
(健康福祉課内)
☎(84)0006（直通）